

10 大学院の規程における各課程の目的・役割に関する現行記載例

A 大学大学院（総合大学）

	学 則	研 究 科 規 程 な ど
修士課程	<p>（課程） 第 条 2 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要の能力を養うものとする。</p>	規定なし
博士課程	<p>（課程） 第 条 3 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p>	規定なし

B 大学大学院（理工系大学）

	学 則	研 究 科 規 程 な ど
修士課程	<p>（目的） 第 条 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を修め，専攻分野における理論と応用の研究能力を養うことを目的とする。</p>	<p>大学院 研究科教育委員会規程（抄） （設置） 第 条 大学院 研究科に教育委員会を置く。 （審議事項） 第 条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。 一 教育の理念及び将来構想に関する事項 二 教育課程に関する事項</p>
博士課程	<p>（目的） 第 条 2 博士後期課程は，専攻分野について，独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とする。</p>	

C 大学大学院（教員養成系単科大学）

学 則	
修士課程	<p>（目的）</p> <p>第 条 本学大学院は，広い視野に立って精深な学識を授け，学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに，教育にたずさわる者の使命と熱意に応え，その研究研鑽を推進することを目的とする。</p>

D 大学大学院（大学院大学）

学 則	
修士課程	<p>（課程及び課程の目的）</p> <p>第 条</p> <p>3 博士前期課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養うことを目的とする。</p>
博士課程	<p>（課程及び課程の目的）</p> <p>第 条</p> <p>4 博士後期課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p>
<p>（研究科）</p> <p>第 条 大学院に，次に掲げる研究科を置く。</p> <p>（1）情報科学研究科 情報科学の高度な基礎研究を推進するとともに，情報処理，通信，情報システム，情報生命等の研究開発に携わる人材を組織的に養成する。</p> <p>（2）バイオサイエンス研究科 分子・細胞レベルの最先端の手法を駆使して，多様な生物現象を解明するための基礎研究を推進するとともに，生体機能，生体物質，生体情報等の活用に関する研究開発に携わる人材を組織的に養成する。</p> <p>（3）物質創成科学研究科 物質の構造と機能を分子・原子・電子レベルまでに立ち返って解明し，物質科学の創造的な基礎研究を推進するとともに，新機能物質の創成に携わる人材を組織的に養成する。</p>	